

公開買付説明書

2026年 8 月

株式会社Amsterdam1
株式会社Amsterdam2

(対象者：株式会社 J P M C)

公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものです。

法第27条の9第2項の規定に基づき、公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）については、公開買付者らが2026年8月4日付で関東財務局に提出した公開買付届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。

公開買付者らの氏名又は名称 株式会社Amsterdam1及び株式会社Amsterdam2
公開買付者らの住所又は所在地 (株式会社Amsterdam1)
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
(株式会社Amsterdam2)
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

1. 公開買付けの目的

公開買付者ら（以下に定義します。）は、いずれも、本公開買付けを通じた株式会社JPMC（以下「対象者」といいます。）の株券等の取得等を目的として、2026年7月13日に設立された株式会社です。公開買付者らは、本公告日現在、いずれも日本法に基づき設立されており、株式会社Helsinki1（以下「Helsinki1」といいます。）が株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）の議決権の全てを所有し、株式会社Helsinki2（以下「Helsinki2」といいます。）が株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といいます。）の議決権の全てを所有し、Helsinki1及びHelsinki2を総称して「公開買付者親会社ら」といいます。）が株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）の議決権の全てを所有し、Amsterdam1とAmsterdam2を総称して「公開買付者ら」といいます。）の議決権の全てを所有しております（注1）。また、公開買付者親会社らは、本公告日現在、サンライズキャピタル株式会社及びその関係法人（以下、個別に又は総称して「サンライズキャピタル」といいます。）が直接又は間接的に投資助言を行う投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップであるSunrise Capital V, L.P.（以下「US Fund」といいます。）、「Sunrise Capital V (Non-US), L.P.（以下「Non-US Fund」といいます。）及びSunrise Capital V (JPY), L.P.（以下「JPY Fund」といいます。）を総称して「サンライズ5号ファンド」といいます。）のうち、US Fundにより議決権の全てを所有されており、本公開買付けに係る決済の開始日より前にUS Fundに加え、Non-US Fund及びJPY Fundからも出資を受けることにより、当該決済の開始日時点においては、US Fund、Non-US Fund及びJPY Fundにより議決権の全てが所有されることとなる予定です。なお、本公告日現在、公開買付者ら、公開買付者親会社ら、サンライズキャピタル及びサンライズ5号ファンドは、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりません。

（注1） 対象者の子会社には、少額短期保険業の登録を受けたみらい少額短期保険株式会社（以下「本少短会社」といいます。）が存在するところ、本少短会社を子会社とする場合で、かつ一定の要件を満たす場合には、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）上の許認可の取得が必要となります。単一の公開買付者による公開買付けを行う場合、公開買付けの成立により本少短会社が公開買付者の子会社となるため、当該許認可の取得が必要となり得ることを考慮して、単一の公開買付者による公開買付けを選択せず、公開買付者らによる共同公開買付けによって行うこととしております。

今般、公開買付者らは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者の取締役が付与された対象者の譲渡制限付株式のうち本公告日現在において譲渡制限が解除されていないもの（以下「本譲渡制限付株式（取締役）」といいます。）及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち本公告日現在において譲渡制限が解除されていないものを含み、本不応募合意株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、対象者の代表取締役である武藤英明氏（以下「武藤氏」といいます。）は、本取引成立後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。

（注2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所所有価証券上場規程第441条をご参照ください。）。本取引においては、武藤氏が、公開買付者親会社らの普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引成立後も継続して代表取締役として対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者ら及び武藤氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエントープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約を締結し、本不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、対象者の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法

律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株主が対象者による本不応募合意株式の取得(以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。)に応じて本不応募合意株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付け価格の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主(2025年12月31日現在)である武藤氏(所有株式数: 525,608株、所有割合: 3.15%)との間で、公開買付応募契約を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式(取締役)のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株(所有割合: 3.03%)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3(以下「ムトウエンタープライズ3」といいます。)(所有株式数: 87,900株、所有割合: 0.53%)との間で、公開買付応募契約を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(17,725,600株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,020,975株)(なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式(2,555株)を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。)を控除した株式数(16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社JPMC

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年8月4日(火曜日)から2026年9月15日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金2,250円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	12,303,225株
買付予定数の下限	6,707,800株
買付予定数の上限	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(6,707,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者らが買付け等を行う対象者株式の最大数(12,303,225株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(16,704,625株)から、本不応募合意株式の数(4,401,400株)を控除した株式数です。

- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法にしたがって株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、公開買付者らがそれぞれ応募株券等の総数の2分の1ずつ（ただし、端数が生じた場合には、Amsterdam1の買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、Amsterdam2の買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとし、）の買付け等を行うこととします。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定め

のないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

※野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。

※コピーの場合は、改めて原本の提示をお願いする場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続の時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

〔1〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

〔2〕本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか1点
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	〔A〕のいずれか1点、又は〔B〕のうち2点 ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	〔A〕又は〔B〕のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

〔A〕顔写真付の本人確認書類

- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

〔B〕顔写真のない本人確認書類

- 発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住

者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(8) 決済の開始日 2026年9月25日（金曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,707,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,707,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(i)対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、本公開買付けの開始時点における対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（790百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決

定した場合、及び(ii)対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、本公開買付けの開始時点における対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（790百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。これらの場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は48円に相当します（具体的には、対象者が2026年3月26日に提出した第24期有価証券報告書に記載された2025年12月31日時点の対象者の純資産額7,901百万円の10%に相当する額である790百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、対象者決算短信に記載された2026年3月31日時点の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日時点の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）を控除した株式数（16,704,625株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者らが当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行うおうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者らは、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第6項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社Amsterdam1

（東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階）

株式会社Amsterdam2

（東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	53,416,047	56,227,936	57,353,407	58,987,859	58,498,097
経常利益 (千円)	2,305,649	2,401,791	2,583,808	2,727,036	2,645,510
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,161,398	1,590,053	1,817,134	1,831,529	1,800,747
包括利益 (千円)	1,161,398	1,590,053	1,817,134	1,831,529	1,800,747
純資産額 (千円)	6,762,025	7,603,065	8,643,366	9,334,946	9,255,286
総資産額 (千円)	17,406,536	17,975,648	18,152,094	18,735,232	17,434,791
1株当たり純資産額 (円)	384.28	430.80	487.45	532.08	553.91
1株当たり当期純利益 (円)	65.80	90.23	102.70	103.28	107.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.8	42.3	47.6	49.8	53.1
自己資本利益率 (%)	17.6	22.1	22.4	20.4	19.4
株価収益率 (倍)	15.2	11.1	10.9	10.9	12.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,448,854	2,365,504	2,004,630	2,950,532	2,600,128
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,032,826	△467,774	△932,457	△428,365	△383,793
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,467,548	△1,752,208	△1,596,578	△1,866,109	△2,926,709
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,228,552	7,374,073	6,849,667	7,505,724	6,795,349
従業員数 (名)	268	316	374	406	411
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔32〕	〔44〕	〔42〕	〔39〕	〔33〕

(注) 1. 第21期、第22期、第23期、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- 1株当たり純資産額の算定上、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	49,804,637	50,769,907	51,202,709	52,128,766	50,179,526
経常利益 (千円)	1,668,525	1,550,286	1,205,909	2,615,115	2,990,672
当期純利益 (千円)	1,464,962	1,046,436	897,775	2,564,549	2,552,940
資本金 (千円)	465,803	465,803	465,803	465,803	465,803
発行済株式総数 (株)	19,025,600	19,025,600	19,025,600	19,025,600	17,725,600
純資産額 (千円)	5,385,814	5,683,236	5,804,178	7,228,778	7,901,311
総資産額 (千円)	13,233,315	13,221,135	12,350,889	13,672,147	13,118,395
1株当たり純資産額 (円)	306.02	322.02	327.33	412.03	472.88
1株当たり配当額 (円)	44.00	48.00	51.00	55.00	60.00
(1株当たり中間配当額)	(22.00)	(24.00)	(25.50)	(27.50)	(29.00)
1株当たり当期純利益 (円)	83.00	59.38	50.74	144.61	152.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.7	43.0	47.0	52.9	60.2
自己資本利益率 (%)	29.0	18.9	15.6	39.4	33.7
株価収益率 (倍)	12.1	16.8	22.1	7.8	8.5
配当性向 (%)	53.0	80.8	100.5	38.0	39.5
従業員数 (名)	202	235	282	280	285
[外、平均臨時雇用人員]	[2]	[9]	[12]	[8]	[7]
株主総利回り (%)	88.4	92.1	106.7	111.5	130.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(112.7)	(110.0)	(141.1)	(169.9)	(213.2)
最高株価 (円)	1,360	1,067	1,173	1,333	1,345
最低株価 (円)	990	918	980	1,063	1,061

(注) 1. 第21期の1株当たり配当額には、創立20周年記念配当3円を含んでおります。

2. 第21期、第22期、第23期、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。